

# 運転免許を自主返納された方へ

コミュニティバス、デマンドタクシー、巡回バス及び民間タクシーの公共交通利用券交付について

坂東市では、運転免許証を自主返納された方等を対象に、免許返納後の移動手段として、お一人様1回限り、コミュニティバス「坂東号」、デマンドタクシー「らくらく」、巡回バス及び民間タクシーで利用可能な利用券を交付します。(介護福祉課及び社会福祉課で利用券の交付を受けている方は対象外となります。)

対象者	坂東市民の方で、運転免許証の自主返納時に満65歳以上の方 ※運転に不安を覚えたため、運転免許証の更新手続きをせず免許を失効した方も支援の対象となる場合があります。詳細はお問い合わせください。	
支援内容 ※お一人様1回限り	下記の公共交通機関で使用可能な利用券を <b>1万5,000円分</b> 交付します。 ※ただし、交付に関してはお一人につき1回限りとなります。 【ご利用いただける公共交通機関】 ・コミュニティバス「坂東号」 ・デマンドタクシー「らくらく」 ・巡回バス ・民間タクシー	
申請の際に必要なもの	自主的に運転免許証を返納された方と、運転に不安を覚えて運転免許証を更新せずに失効された方で、それぞれ添付書類が異なります。 1. 自主的に運転免許証を返納された方 ①高齢者運転免許証自主返納等支援申請書 ②運転経歴証明書(有料、要申請)又は申請による運転免許の取消通知書(無料)の写し 2. 運転に不安を覚え、運転免許証を更新せずに失効された方 ①高齢者運転免許証自主返納等支援申請書 ②運転免許経歴証明書(有料、要申請)の写し ※申請書と添付書類の住所が異なる場合には、現住所の確認ができる書類の写しをお持ちください。 (例:住民票、健康保険証、消印付きの郵便物、公共料金の領収書など)	
申請方法	申請書に運転経歴証明書若しくは取消通知書又は運転免許経歴証明書の写しを添えて、郵送、ファックス又は市役所窓口にご提出ください。窓口以外での申請の場合、ご本人確認の電話をさせていただきます。申請書類を審査したのち、公共交通利用券と決定通知書を合わせて、後日郵送させていただきます。 ※返納もしくは失効した日から3年以内に手続きを行ってください。	
お問い合わせ先	運転経歴証明書又は運転免許の取消通知書について ・境警察署 交通課 電話 0280-86-0110	運転免許経歴証明書(失効の証明)について ・自動車安全運転センター茨城県事務所 電話 029-293-8822
	支援事業について ・坂東市役所 総務部 交通防災課 電話 0297-21-2180(直通)	「坂東号」又は「らくらく」の利用について ・坂東市役所 企画部 企画課 電話 0297-21-2181(直通)

裏面もご覧ください

# 申請からご利用までの流れ

近くの警察署  
または  
運転免許センター



② 運転免許の取消通知書  
または  
運転(免許)経歴証明書

① 運転免許証の  
自主返納

対象者

- 1 坂東市民の方
- 2 運転免許証を返納した  
満65歳以上の方



⑤ 利用券の使用

交付申請



運転免許の  
取消通知書  
または  
運転(免許)  
経歴証明書

③

公共交通  
利用券



決定通知書

④

決定通知書・  
利用券送付

公共交通機関のご利用  
バス



タクシー



※一部、利用できないバス、タクシー  
があります。  
受付窓口でご確認ください。

受付  
窓口

【 坂東市役所 交通防災課 】  
〒306-0692  
坂東市岩井4365番地  
電話番号:0297-21-2180(直通)  
ファックス:0297-35-2140

【 さしま窓口センター 】  
〒306-0502  
坂東市山2730番地  
※さしま窓口センターは受付のみ

